

## 「クールシェアかがわ2018」実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、香川県（以下「県」という。）が、地球温暖化対策の一環として、電力需要が高まる夏に、県民等が快適に過ごせる施設を広く募集し、応募があった施設を「クールシェアスポット」として登録するとともに、その周知を図ることによって、家庭の消費電力の削減につなげる「クールシェアかがわ2018」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 「クールシェアスポット」とは、県内に所在し、県民等が広く利用できる施設で、暑さをしのぎ、楽しく時間を過ごすことができるものであり、かつ、当該施設からの「クールシェアスポット」登録申込に対し、県がその登録を認めた施設をいう。

### (期間)

第3条 「クールシェアかがわ2018」の実施期間は、平成30年7月14日から平成30年9月17日までとする。ただし、特段の事情がある場合には、県はその実施期間を変更することができるものとする。

### (クールシェアスポットの募集)

第4条 県は、ホームページ等の募集記事の掲載などにより、「クールシェアスポット」を広く募集するものとする。

### (登録申込)

第5条 「クールシェアスポット」への登録を希望する者は、別紙様式「クールシェアかがわ2018」協力施設登録申込書」に必要事項を記載の上、県へ提出するものとする。

### (登録)

第6条 県は、前条による登録申し込みがあった場合、適当であると認めたときは、「クールシェアスポット」として登録を行うものとする。

2 県は、公序良俗に反するもの、近隣に迷惑を及ぼすと思われるもの、取組みの趣旨に適さないものなど、「クールシェアスポット」として不適当と認めた場合には、その登録を行わないことができる。

### (クールシェアスポットの登録施設)

第7条 「クールシェアスポット」として登録を受けた施設においては、来場者の見えやすい箇所に、県が配布するポスター及びステッカーの掲示をすること等により、当該施設が「クールシェアスポット」である旨の表示を行うよう努めなければならない。

2 「クールシェアスポット」として登録を受けた施設においては、「クールシェアかがわ2018」の趣旨に沿って、各施設の判断により、できる限り県民等が快適に過ごせるよう努めるものとする。

(周知)

第8条 県は、登録した「クールシェアスポット」について、県ホームページ等に掲載することにより、広く周知を図るものとする。

(事務局)

第9条 「クールシェアかがわ2018」の事務局は、香川県環境森林部環境政策課とする。

附則

この要領は、平成30年5月16日から施行する。